

事業契約書（案）の修正

[R5.3.1 修正に係る修正箇所]

3 サービス購入料の支払方法

(1) サービス購入料 A

ア サービス購入料 A-1

発注者は、サービス購入料 A-1 について、令和 7 年 4 月に支払う。事業者は、発注者による事前調査業務、設計業務の完了確認を受けた後、建設工事着工日（杭工事の着手時点または根切り工事の着手時点の意味する。）以降、3 か月以内に令和 6 年度の 3 月末を目途に、当該業務に係る請求書を発注者に提出する。

発注者は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対してサービス購入料 A-1 を支払う。

なお、サービス購入料 A-1 に係る消費税については、サービス購入料 A-1 の支払時に支払う。

イ サービス購入料 A-2

発注者は、建設業務、工事監理業務に係る費用（要求水準書「付属資料 14 収蔵庫設備リスト」および「付属資料 15 壁面ケース・移動ケース」の整備に係る費用を含む）について、建設期間中に 2 回にわたり、下表のとおり支払う。具体的には、事業者は、発注者による出来形の確認のを受けた後、当該出来形部分に係る請求書を発注者に提出する。

発注者は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。

なお、サービス購入料 A-2 に係る消費税については、サービス購入料 A-2 の支払時に支払う。

サービス購入料 A-2	支払額の割合
令和 8 年 3 月末日までの出来形	令和 7 年度までの施設整備の出来形に応じて決定するが、サービス対価 A-2 の 40% を限度とする。
令和 9 年 3 月末日までの出来形	令和 7 年度までの出来形に対応した支払額を差し引いた残額。ただし、本契約第 40 条に規定する発注者の工事完成確認を完了し、工事完成確認通知書が交付されない限り支払われない。

ウ サービス購入料 A-3

事業者は、要求水準書に定める什器・備品を発注者に引渡した後、備品調達業務が発生する年度の 3 月末を目途に、当該業務に係る請求書を発注者に提出する。

発注者は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対してサービス購入料 A-3 を支払う。

なお、サービス購入料 A-3 に係る消費税については、サービス購入料 A-3 の支払時に支払う。

(2) サービス購入料 B

発注者は、サービス購入料 B-1 について、四半期（3 か月）分を 1 回とし（初回支払いは令和 7 年 4 月、5 月、6 月の 3 か月分、最終回支払いは令和 9 年 10 月から供用開始日前日の概ね 2 か月分とする。詳細は提案の内容を踏まえ、協議の上で決定する。）、11 回にわたって支払う。

各回の支払額は、別紙 1 別表に規定された金額（年度毎に異なる金額も可とするが、年度内の四半期額は均等とする。）を支払う。

事業者は、各四半期最終月の翌月 15 日までに「四半期報」を発注者に提出する。発注者は、「四半期報」受領日から 14 日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス購入料 B-1 の対価の支払請求書を発注者に提出する。